

国際法務総合センター運営事業におけるモニタリング結果表（平成29年度）

1 各運営業務の履行状況

(1) 国際法務総合センター移転準備室

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	総務	該当なし
	収容関連サービス	該当なし
	警備	該当なし
	医療	該当なし

(2) 東日本成人矯正医療センター

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	総務	誤給油, 運転免許証不携帯など
	収容関連サービス	異物混入, 誤配食
	警備	該当なし
	医療	電子カルテシステム, 医療機器の不具合

(3) 矯正研修所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	総務	運行計画の未実施
	警備	該当なし

(4) 公安調査庁研修所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし

総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運營業務	警備	該当なし

(5)国連アジア極東犯罪防止研修所・法務総合研究所国際協力部

モニタリング 対象業務の区分		結果（要求水準未達事案）の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運營業務	警備	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし

3 功績のあった事実

施設の良好な維持管理など

4 全体的な傾向

事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準など未達事案はなく、減額ポイント計上に至った事実の多くは、業務の疎漏によるものであった。ただし、要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため、実害は生じていない。

また、功績事実として、施設を良好に維持管理するなど、要求水準等に定める範囲の業務等について、特に優れた業務遂行による貢献があった。

全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。